

別紙 感染症に関する届出の分類表

●**治癒証明書**の提出が必要な感染症(**医師に記入**ください)

病名		利用停止期間
第一種	※注	治癒するまで
第二種	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳(咳込みヒューと音を立てて吸い込む)が消失する、また5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
第三種	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状(高熱、のどの腫れと痛み、咳、目やに、目の充血)が消え2日経過するまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157、O-26、O-111)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されるまで
	コレラ	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	腸チフス・パラチフス	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	A・E型肝炎	肝機能が正常と医師に認められるまで
B型肝炎	急性肝炎の場合症状が消え全身状態が良いこと(キャリア・慢性肝炎の場合利用制限はない)	

※注 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ

●**療養報告書**もしくは**利用再開届**の提出が必要な感染症(**保護者様記入**)

受診時に、施設利用再開の条件を、医師に確認した上で記入して下さい。

第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで(詳細は別紙)	インフルエンザ療養報告書 新型コロナウイルス療養報告書
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(詳細は別紙)	
第三種	感染性胃腸炎・流行性嘔吐下痢症(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるまで	利用再開届
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後解熱し24~48時間経過するまで	
	RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くまるまで	
	手足口病	解熱後1日経過し、普段の食事がとれるまで	
	ヘルパンギーナ	解熱後1日経過し、普段の食事がとれるまで	
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まるまで	
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと	
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで	
	ヘルペス口内炎	解熱しよだれが止まり普通に食事がとれるまで	
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良くなるまで		

●**書面の提出は必要ないが、利用に際し、対応が必要な感染症**

第三種	伝染性軟属腫(水いぼ)	まず病院で診断を受けること。かき壊し傷から、滲出液が出ているときは、ガーゼを当てれば利用可能。
	伝染性膿痂疹(とびひ)	まず病院で診断を受けること。皮膚が乾燥していること、あるいは、汁が出ている部分をガーゼで覆える程度であれば利用可能。
	アタマジラミ	病院の指導により駆除を開始すれば利用可能。